

一般墓地使用に関する手続き及び注意事項

事由	必要な手続き	持参するもの	
使用・墓碑	墓地貸付区画を新たに使用する時 (区画使用権の取得)	一般墓地使用許可申請書 (一般墓地使用許可証の発行) [様式第1号・2号]	住民票の写し(本籍地が記載されたもの。) 印鑑、使用料、火葬許可証、 収蔵証明書又は改葬許可証、 家系図等
	墓地が不要になった時 (現地は、さら地に戻してください)	一般墓地返還届 [様式第11号]	印鑑、 (墓地使用許可証)
	墓碑等の建立又は撤去の 工事の開始前	一般墓地工事施工承認申請書 (承認証の発行) [様式第5号・6号]	印鑑、 (墓地使用許可証) 設計図面(仕様書)
	墓碑等の工事が完成した時	一般墓地工事完了届 [様式第7号]	印鑑、 完成写真
納骨	自宅にある「遺骨」を深川市の墓地に納骨する時	一般墓地埋蔵届 [様式第8号]	印鑑、火葬許可証、 (墓地使用許可証)
	市内の寺院にある「遺骨」を深川市の墓地に納骨する時		印鑑、収蔵証明書 (墓地使用許可証)
	他市町村の寺院・墓地にある「遺骨」を深川市の墓地に納骨する時		印鑑、改葬許可証 (墓地使用許可証)
移転	市内の寺院または墓地にある「遺骨」を他の寺院または墓地に移す時	改葬許可申請書 (改葬許可証の発行) [様式第12号]	印鑑、収蔵証明書 (墓地使用許可証)
相続	使用者の死亡等により墓地の使用権が相続される時	一般墓地使用権承継届 [様式第9号]	相続人の住民票の写し (本籍地が記載されたもの)、印鑑、 戸籍謄本、(承継者が市外在住者の場合は、 一般墓地代理人選定届及び代理人の住民票の写しも必要) (墓地使用許可証)
変更	使用者が本籍、住所、氏名を変更した時	一般墓地許可証変更・再交付申請書 [様式第20号]	印鑑、(墓地使用許可証)
	使用者が市外に転居した時 (市内在住者を代理人と定める)	一般墓地代理人選定届 [様式第4号]	使用者の印鑑 (墓地使用許可証) 代理人の印鑑・住民票の写し

- 火葬許可証 — 亡くなった方を火葬する時に、市民課で発行したものです。
- 収蔵証明書 — 寺院、墓地に納骨しているという証明書です。寺院等で発行します。
(改葬する人の死亡時の住所、本籍、死亡年月日、年齢が必要)
- 改葬許可証 — 遺骨を管理している市町村の担当係に収蔵証明書等を提出して改葬届をすると、許可証が発行されます。(この改葬許可証と「遺骨」を移転先の市町村か墓地の管理事務所に持っていくことにより改葬手続きが終了します。)

※ 注意事項

- 墓地区画は第三者との賃借、売買はできません。
- 使用許可を受けてから3年以上墓地区画を使用しない場合、または使用者の住所が10年以上不明となっている場合は、消滅します。
- 環境美化のため、墓参の際のごみのお持ち帰りにご協力願います。
- ご不明な点があれば、環境課環境係 (Tel: 0164-26-2444) にまでご連絡ください。